



苦 小 牧 警 察 署  
**交 通 安 全 情 報**

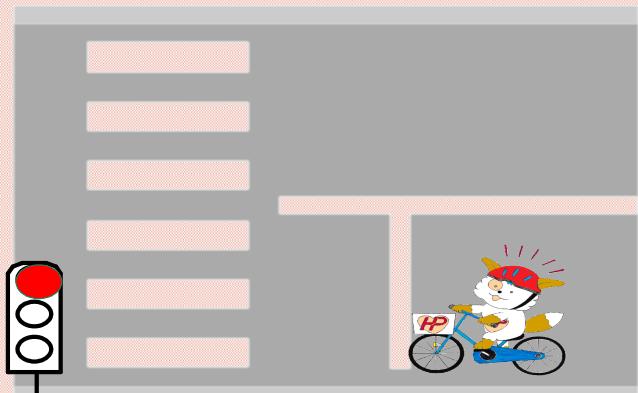
令和7年10月2日  
交通第一課  
企画係

## 自転車安全指導通信第3号

### 正しく守ろう、赤・青・黄色



### どの信号に従えば良いの？



**車道走行中**  
⇒ 対面する**車両用信号機**  
**歩道走行中**  
⇒ 対面する**歩行者用信号機**

※ 自転車の通行区分に関しては、  
[「自転車安全指導通信第2号」](#) 参照

### 罰則

#### 現行制度

- ・ 3月以下の懲役又は5万円以下の罰金



令和8年4月から

- ・ 交通反則通告制度対象  
(いわゆる『青切符』の対象) に！！

※ 反則金額：6000円

#### 交通反則通告制度とは

運転者がした一定の道路交通法違反(反則行為：比較的軽微であって、現認、明白、定型的なもの)について、反則者が警察本部長の通告を受けて反則金を納付した場合は、公訴が提起されない制度。同制度が自転車の交通違反に導入されると、16歳以上の者が行った自転車の反則行為に対して、青切符による処理が行われます。